

# 審議事項(4)-1

(内容は今後の審議により変更される場合があります

## 在外子会社の会計処理の統一における要修正項目の位置付けの検討

### A 案:5項目以外にも要修正項目があるとする意見

• 5項目以外でも、重要な影響を与える我が国の会計基準と IFRSs 又は米国会計基準 との差異については修正を行うべきであり、それにより当面の取扱いを原則的取扱いに近づけることができると考える。

## B案:5項目以外には要修正項目はないとする意見(以下の文案及び(資料1)参照)

- 当面の取扱いは、実務上の実行可能性を考慮したものであり、5項目以外に要修正項目がないとすることにより、より実行可能性が高まると考える。
- 5 項目以外の任意修正があることで、当面の取扱いを原則的取扱いにより近づける ことは妨げられない。
- 5項目以外にも要修正項目があるとした場合、結果的に原則的な取扱いと変わらなくなり、当面の取扱いを改める意味がなくなる。

		実務対応報告案記載の項目	その他重要な影響を与える差異
原則的な取扱い		要修正	要修正
当面の取扱い	A 案	要修正	要修正
	B案	要修正	任意修正

#### B案に沿った文案は以下のとおりとなる。

次に示す項目については、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならない。 なお、次の項目以外の会計処理については、継続して適用することを条件として、修正を行うことができる。